13. Balıkçı teknelerinin bölge ve uzunluklarına göre dağılımı
Number of fishing vessels by regions and lengths

Bölge *Region*	Toplam *Total*	UZUNLUK — *LENGTH* Metre — *Meter* 1 — 4,9	5 — 9,9	10 — 19,9	20 +
Toplam — Total	8 594	225	6 976	1 026	367
Doğu Karadeniz *East Black Sea*	2 697	100	2 222	202	173
Batı Karadeniz *West Black Sea*	622	44	506	62	10
Marmara *Marmara*	3 022	1	2 341	513	167
Ege *Aegean*	1 293	40	1 085	165	3
Akdeniz *Mediterranean*	960	40	822	84	14

14. Balıkçı teknelerinin bölge ve tayfa sayısına göre dağılımı
Number of fishing vessels by regions and number of crew

Bölge *Region*	Toplam araç sayısı *Total number of fishing vessels*	Tayfa kullanmıyan araçlar *Fishing vessels without hired crew*	Tayfa kullanan araçlar — *Crew employed on fishing boats* Toplam *Total*	Tayfa sayısı gurupları — *Crew numbers group* 1—4	5—9	10—19	20—29	30 +
Toplam — Total	8 594	5 372	3 222	2 665	258	174	82	43
Doğu Karadeniz *East Black Sea*	2 697	2 153	544	397	65	16	30	36
Batı Karadeniz *West Black Sea*	622	222	400	317	61	17	5	—
Marmara *Marmara*	3 022	1 859	1 163	900	86	125	45	7
Ege *Aegean*	1 293	751	542	511	19	12	—	—
Akdeniz *Mediterranean*	960	387	573	540	27	4	2	—

15. Balıkçı teknelerinin bölgelere, kullanma şekli ve türlerine göre dağılımı

Aracın türü	Toplam — *Total*					Doğu Karadeniz — *East Blacksea*					Batı Karadeniz — *West Blacksea*				
	Toplam *Total*	Trol Teknesi *Trawler*	Gırgır Teknesi *Purseseiner*	Taşıyıcı Tekne *Carrier vessels*	Diğer *Other*	Toplam *Total*	Trol Teknesi *Trawler*	Gırgır Teknesi *Purseseiner*	Taşıyıcı Tekne *Carrier vessels*	Diğer *Other*	Toplam *Total*	Trol Teknesi *Trawler*	Gırgır Teknesi *Purseseiner*	Taşıyıcı Tekne *Carrier vessels*	Diğer *Other*
Toplam	8 594	554	554	466	7 020	2 697	53	120	148	2 376	622	49	30	8	535
Trata	244	10	44	15	175	113	3	33	15	62	—	—	—	—	—
Alametre	1 724	190	326	169	1 039	259	45	67	103	44	210	32	12	1	165
Taka	79	—	2	1	76	14	—	2	1	11	—	—	—	—	—
Ayvaloç	1 383	137	88	58	1 100	270	3	15	19	233	130	15	4	1	110
Kancabaş	1 311	87	31	18	1 175	259	—	—	—	259	104	—	10	—	94
Çırnık	2 316	10	21	77	2 228	1 721	—	—	—	1 721	62	—	1	1	60
Çektirme	224	10	—	11	203	30	—	—	1	29	51	—	—	—	51
Kayık	190	12	12	84	82	7	—	—	—	7	9	1	2	1	5
Karpuz Oturtma	1 123	98	50	33	942	24	2	3	9	10	56	1	1	4	50

15. Number of fishing vessels by regions sort of operating types and kinds

Marmara — *Marmara*					Ege — *Aegean*					Akdeniz — *Mediterranean*					
Toplam *Total*	Trol Teknesi *Trawler*	Gırgır Teknesi *Purseseiner*	Taşıyıcı Tekne *Carrier vessels*	Diğer *Other*	Toplam *Total*	Trol Teknesi *Trawler*	Gırgır Teknesi *Purseseiner*	Taşıyıcı Tekne *Carrier vessels*	Diğer *Other*	Toplam *Total*	Trol Teknesi *Trawler*	Gırgır Teknesi *Purseseiner*	Taşıyıcı Tekne *Carrier vessels*	Diğer *Other*	*Type of vessels*
3 022	296	333	101	2 292	1 293	62	56	209	966	960	94	15	—	851	Total
34	—	11	—	23	8	5	—	—	3	89	2	—	—	87	*Trata*
1 214	102	240	44	828	29	2	4	21	2	12	9	3	—	—	*Alametre*
5	—	—	—	5	60	—	—	—	60	—	—	—	—	—	*Taka*
546	69	56	6	415	265	12	11	32	210	172	38	2	—	132	*Aynakıç*
402	51	1	18	332	285	1	20	—	264	261	35	—	—	226	*Kancabaş*
352	—	—	14	338	171	10	—	62	99	10	—	—	—	10	*Çırnık*
133	10	—	—	123	10	—	—	10	—	—	—	—	—	—	*Çektirme*
35	11	10	1	13	109	—	—	82	27	30	—	—	—	30	*Kayık*
301	53	15	18	215	356	32	21	2	301	386	10	10	—	366	*Karpuz Oturtma*

16. Deniz ürünlerinin pazarlama şekli ve bölgelere göre dağılımı

Distribution of fishery products by marketing types and regions

Ton | Tons

Bölgeler *Regions*	Toplam üretim *Total production*	Satışlar toplamı *Total of sales*	SATIŞLAR — *SALES*: Balık unu ve yağ fb. *Fish meal and oil factories*	SATIŞLAR — *SALES*: Kooperatif ve birlikler *Cooperative and associations*	SATIŞLAR — *SALES*: Komisyoncu (Kabzımal tüccar) *Comission agents whole-sale dealer tradesman*	SATIŞLAR — *SALES*: Konserve fabrikası *Canning factories*	SATIŞLAR — *SALES*: Tüketici *Consumer*	Kendi tüketiği *Self consumption*	Diğer *Other*
Toplam — Total	582 853	564 686	198 459	12 365	332 416	7 122	14 324	3 704	14 463
Doğu Karadeniz *East Black Sea*	319 544	315 103	185 927	662	124 922	2 710	882	1 182	3 259
Batı Karadeniz *West Black Sea*	154 589	144 355	12 501	1 223	121 287	3 768	5 572	1 160	9 074
Marmara *Marmara*	63 856	62 783	31	678	58 589	534	2 951	434	639
Ege *Aegean*	28 699	26 834	—	6 495	18 865	110	1 363	574	1 291
Akdeniz *Mediterranean*	16 165	15 611	—	3 302	8 753	—	3 556	354	200

17. Deniz ürünlerinin pazarlama şekli ve bölgelere göre % dağılımı

Percent distribution of fishery products by marketing types and regions

Ton | Tons

Bölgeler *Regions*	Toplam üretim *Total production*	Satışlar toplamı *Total of sales*	SATIŞLAR — *SALES*: Balık unu ve yağ fb. *Fish meal and oil factories*	SATIŞLAR — *SALES*: Kooperatif ve birlikler *Cooperative and associations*	SATIŞLAR — *SALES*: Komisyoncu (Kabzımal tüccar) *Comission agents whole-sale dealer tradesman*	SATIŞLAR — *SALES*: Konserve fabrikası *Canning factories*	SATIŞLAR — *SALES*: Tüketici *Consumer*	Kendi tüketiği *Self consumption*	Diğer *Other*
Toplam — Total	100.0	96.9	35.1	2.2	58.9	1.3	2.5	0.6	2.5
Doğu Karadeniz *East Black Sea*	100.0	98.6	59.0	0.2	39.6	0.9	0.3	0.4	1.0
Batı Karadeniz *West Black Sea*	100.0	93.4	8.7	0.8	84.0	2.6	3.9	0.7	5.9
Marmara *Marmara*	100.0	98.3	0.1	1.1	93.3	0.8	4.7	0.7	1.0
Ege *Aegean*	100.0	93.5	—	24.2	70.3	0.4	5.1	2.0	4.5
Akdeniz *Mediteranean*	100.0	96.6	—	21.1	56.1	—	22.8	2.2	1.2

第二章　海洋関連禁令

第一部　トロール禁止

各種トロールの禁止

第３条－1380号水産物法24条、水産物条令34条で述べるように湖水、マルマラ海、イスタンブル海峡とチャナッカレ海峡、

サムソン県チャルトゥ岬からソ連国境に至る我国領海、バシュカヤ（バシュロズ）岬（北緯 42°05'40" 東経 35°01'01" ）、スィノプ半島北岬（北緯 42°02'30" 東経 35°11'30" ）とボズテペ岬（スィノプ岬）ガルゼ・キョシュク岬を結ぶ線と海岸線の間にある諸地域及び

サロズ湾のエディルネ県内にあるトゥズラ湖口（北緯 40°36'51" 東経 26 28'36" ）とチャナッカレ県内にあるカラアーチ港（北緯 20°26'33" 東経 26°27'24" ）を結ぶ線の内側の地域においては、

各種のトロールによる水産物の捕獲を禁止する。

底曳きトロールの禁示

第４条－底曳きトロールに対して、場所、時期と詳細に関して指定された禁止は以下の通りである。

1）第３条で指定された場所と我国領海沿岸から３マイルの距離に至る部分では、底曳きトロールで水産物を捕獲すること、および３マイルより離れた部分では底曳きトロールを１隻以上の船でひくことを禁止する。

2）黒海のサムソン県チャルトウ岬から東経 34° までの間の我国領海、東経 34° からブルガリア国境に至る沿岸地帯の海岸から６マイルの距離内では、1990年５月１日から９月15日まで、

地中海では、フイニケ湾の東にある、ヤルドウムジュ岬から（タシュルク岬）シリア国境に至る我国領海では、1990年５月１日から1990年８月15日まで、

ムーラ県の海岸線のテクアーチ岬とインジェ岬を結ぶ線の東にある地域では1990年12月１日から1991年１月31日までの間、

底曳きトロールによる水産物捕獲を禁止する。

3）底曳きトロール網の最小の目の大きさは22㎜より小さくてはいけない。袋の外におかれる保護の目の広さは42㎜以下ではいけない。

水産物条令の第15条（Ｃ）項の第３段で「モトカタクチイワシ（Engraulisencrasicholus）、ヒロオビトオゴロ（Atherina preshyter）、ニシイワシ（Clupca pilcharolus）、Papalina（イワシの幼魚）を捕獲する際使われる以外の」という部分にエビ（Palaemor）やイサキダマツ（Maena vulgaris）を追加し、「モトカタクチイワシ、ヒロオビトオゴ

ロ、ニシイワシ、Papalina-Caca(clupea sprattus)、エビ、イサキダマツの捕獲に使用される以外の」という形にする。

4) 底曳き網を、禁止された場所及び時期に、海或いは船で集めて甲板に収めた状態で置いてはならない。ただし、船倉で、包装して輸送することはできる。

最小の目の広さの寸法より小さい底曳きトロールの網は、どのような方法であれ、船上に置くことを禁止する。

別に、第3条の第1及び第2段で指定された場所を通過するトロール船は；当地区へ来る者は停船地とその時期を、

当地区から出る者は、行き先と捕獲地域を知らせて、省県局（Bakanlik Il Mudurluk)作成の許可書を得、イスタンブル海峡とチャナッカレ海峡から入る者は、トロールに押印を受け、出る際に申告する義務がある。

中層曳トロール

第5条一1380号法令で指定する場所以外で、中層曳トロールを15ｍより（水深8 fathom)浅い海で引くこと、及び1990年4月15日から9月1日の間、水産物の獲得に使用することを禁止する。

第二部　種と寸法の禁令

捕獲が完全に禁止される種

第6条一イルカ、アザラシ、海マス、海ガメ、チョウザメ（Huso一Husoを生じる140 cm以上の寸法のもの以外）を、湖沼を含む全ての我国領海で捕獲すること、及び紅さんごと黒さんごの収集を禁止する。

エビの捕獲

第7条一エビ（Palaemon）について時期、場所、捕獲方法に関して適用される禁示は以下の通りである。

1) 地中海でフイニケ湾の東にあるヤルドウムジュ岬から（タシュルク岬）シリア国境に至る我国領海では、1990年5月1日から8月15日まで、

マルマラ海のチャナッカレ海峡とイスタンブル海峡では、1990年5月1日から10月1日の間、各種の獲得方法によるエビの捕獲を禁止する。

しかし、マルマラ海のチャナッカレ海峡ではPenacus Kerathurus 種が、1990年5月1日から10月1日の間uzatma aglari（張った網）で捕獲できる。

明らかにされた場所以外の我国領海では、1990年5月1日から9月1日の間、エビのuzama aglari 以外のいかなる獲得方法による捕獲も禁止する。

マルマラ海のテキルダー県、マルマラ・エレーリ、一アダテペ岬（北緯40 50'00" 東

経 27°58' 00")とバンドゥルマ・クゼイ・メンディレク・ウジュ・フェネリ（北緯 40°22'00" 東経 27°50' 00" ）間を結ぶ線の東側にある地域では、アルガルナ（起動機船）でのエビの捕獲を禁止する。しかし、指定された地域の内側にある（北緯 48°41'30" 東経 27°58'00"、北緯 40°40' 36" 東経 28°30'00" 及び北緯 40°28'36" 東経 28°02'12"）の緯度・経度間にある地域ではアルガナによるエビの捕獲ができる。

マルマラ海、イスタンブル海峡とチャナッカレ海峡では、1986年に許可書が与えられたアルガルナ以外に新しいものを作り使用することを禁止する。アルガルナで獲得されるエビの原産地文書のない輸送及び売買は行えない。

2) ギョクス川河口（北緯 36°18'30" 東経 34°02'30" ）と、トルコ・シリア国境の海と合する地点（北緯 35°55'50" 東経 35°55'01" ）の間を結ぶ線の北側にあり、かつ底曳きトロールの禁止された地域では、エビ・トロールの詳細が指定されるまで；トルバ（袋）の長さ5 m、トンネルと肩の部分を入れて8 m、翼は9 m以上にならないという条件で、合計した網の長さが22 mを越えず、トルバの目の大きさ22mm、トルバの外側についた付加物の目の大きさ48mm、トンネルと肩の部分にある目の大きさが48mm以下にならず、Maca（モールド）とドアの間に使われるロープは鉛がなく、長さが最高26 mである、網で、エビの捕獲ができる。

上記に詳細を指定した網により、この網を使用することが自由な場所で、1990年4月1日から5月1日と1990年8月15日から1990年9月30日の間は6時から20時、1990年10月1日から1991年5月31日の間は7時から19時の間エビの捕獲ができる。

上記で特徴を指定したエビ網を作った漁師は、省の地方県局へ申請して許可書をもらい、許可書をもらったら省の地方県局へ申請して、1990年7月1日から8月15日の間にその網に査証を受けることが義務づけられる。

3) 同じ航海で、エビ・トロールと底曳きトロールの両方を行うことはできない。海に出る航海は、その漁でいかなる網を使用しようとも、出入りする時、税関局で税関のない場所では地区の憲兵警察署で台帳にその網について押印を受ける。その漁で使用しない網は船倉あるいは船首下に干して保管することができる。

4) エーゲ海の、アイドゥン県ディル岬からギリシャ国境（メリチ・ネフリ）に至る我国領海では、アルガルナによるエビの捕獲はいつでも禁止する。

Deniz Salyangozu（海カタツムリ）の捕獲

第8条－全我国領海で1990年7月15日から9月1日の間、各種の捕獲方法によるDeniz Salyangozuの捕獲を禁止する。

捕獲の自由な時期には、Deniz Salyangozu を7時から17時の間、獲得できる。

上記に指定した期間以外は、口の広さ最大3 m、口の深さ最大40cm、トルバの長さ最大1 m、トルバの目の大きさが45mmのアルガルナで、Deniz Salyangozu を獲得できる。

ロブスターの捕獲

第9条ーロブスターの捕獲は1990年9月15日から1991年3月15日の間禁止する。ロブスターの捕獲で、目の大きさ110㎜以下のuzatma aglariは使用できない。

スナイガイの捕獲

第10条ー白スナイガイは全我国領海で、チャナッカレ海峡とイスタンブル海峡で、1990年6月1日から9月1日の間、各種の獲得方法での獲得を禁止する。

白スナイガイ獲得で使用されるアルガルナとドレチュ網の大きさは80㎝以上、網の奥行き20㎝以上、外の空間2㎝以上、トルバ網の長さ100㎝以上、トルバ網の目の大きさ1㎝以下であってはならない。

2) Akividesは、エーゲ海、地中海における我国領海で1990年7月1日から11月15日、マルマラ海、地中海、イスタンブル海峡とチャナッカレ海峡では、1990年8月15日から9月15日の間各種の方法で捕獲することを禁止する。

Akividesの捕獲で使用されるふるいは、ふるいの目の大きさ22㎜以下であってはならない。

イシビラメの捕獲

第11条ー全我国領海で、1990年5月1日から7月1日の間、各種の方法でのイシビラメ(Rhombus maximus)の捕獲を禁止する。

パラケタ(たくさんのフックがついた長いつり竿)によるイシビラメの捕獲はいつでも禁止する。

モトハガツオ、カツオ、ニシイワシの捕獲

第12条ートゥムの我国領海で1990年4月1日から9日の間、各種の獲得方法でのモトハガツオ(Pelamys sarda)とカツオの捕獲を禁止する。

地中海、フィニケ半島の東にあるヤルドゥムジュ岬から(タシュルク岬)シリア国境に至る我国領海では、1990年7月1日から9月1日の間、各種の獲得方法によるニシイワシ(Clupea pickhardus)の捕獲を禁止する。

海藻の獲得

オゴノリ種の海藻は、全我国領海で1990年4月1日から7月15日の間、捕獲を禁止する。

自由な時期なら最小1／3の胞子を落とすような方法で、交代で獲得することは、省県局の許可書が必要である。

海綿の獲得

第14条ーエーゲ海の、エディルネ県、エネズ郡のギリシャ国境からバルクエスィル県、エドレミト郡のババ岬に至る我国領海、チャナッカレ海峡、マルマラ海での各種の海綿の捕獲を禁止する。海綿の捕獲に使用されるカンカウァ(Kankava)の口の大きさは9m以上ではいけない。BGと気孔の口径の制限は廃止された。

自由な場所において、口径20cm以下のカバ（大きい）海綿、15cm以下のメラト海綿、口径6cm以下のマンダバ海綿、ソリス海綿の捕獲を禁止する。

寸法の禁示

第15条－下記に捕獲可能な最小寸法を指定した水産物より小さいものの捕獲を禁止する。

種	最小寸法（cm）
マグロ	90
イシビラメ	36
カナダシラ（Trigla hirund）	35
Orfos, Lagos, Yazili Orkinoz（文字マグロ）	30
Has, Sivriburun（バラムートの類）、灰色ボラ	30
他のボラ	20
Minekop, Umbrina Cirrhosa	25
モトハガツオ（pplamys sarda)、サルアウズ：コルビーン	25
Halili, Granyus	20
Signagrif（Deutex Vulgaris）、タイセイヨウサバ（Scomber scombrus）、Akya（Leer fish)、アミキリ（Gomnodom saltator)、スペインサバ（Scomber colias)、ニシウミスズキ（Labrax labrax）	18
Barbunya	13
Cipura, サンゴ，　Karagoz, Dudakli Kefal 唇ボラ	15
Tekir（Mugil surmulletus）	11
ニシマアジ（Trachurus trachurus）	11
モトカタクチイワシ（Engraulis encrasicholus）	9☆
Deniz Bocegi（クレイフィッシュ）、Istakoz(ロブスター)	20☆
白スナイガイ	2
Akivides	2.2

（☆）の数字が10％小さい寸法のものは許可される。

収集資料リスト

1. Fisheries Statistics 1984, 1985, 1986, 1987
2. TARIM ORMAN VE KOYISLERI BAKANLIGI（漁民に配布している漁業法令・規則集、トルコ語）
3. 調査対象海域海図（1／50,000）
4. Review of Turkish Fisheries and its Facilities prepared by Dokuz Eylul University, Institute of Marine Sciences and Technology, Mariue Scieuces Pepartment

JICA